

不測時における国土交通省の対応

令和5年11月

国土交通省物流・自動車局物流政策課

緊急事態食料安全保障指針に基づく対応

(第3回不測時における食料安全保障に関する検討会資料)

現行の緊急事態食料安全保障指針の措置（事態の深刻度に応じた対応）

- 現行の「緊急事態食料安全保障指針」においては、事態の深刻度により3つのレベルを設定し、深刻度に応じた対策を講じることと整理。
- 各種の個別法を組み合わせ、事態の深刻度に応じた法的措置を実施することとしている。

		レベル0	レベル1	レベル2
【定量的基準】		設定しない	特定の品目の供給が平時の供給を2割以上下回ると予測される場合	1人1日当たり供給熱量が2,000キロカロリーを下回ると予測される場合
【対策の基本的考え方】		レベル1以降の事態に至らないよう 初動的・予防的対策を実施	市場メカニズムを基本としつつ、 規制措置は必要最小限で実施	・国民の理解と協力の下に、 規制措置を含めて実施 ・食料を公平に配分
供給の確保	情報の収集・分析・提供	国民への情報提供		
	当面の食料供給の確保	備蓄の活用		
		輸入の確保		輸入の指示（国民生活安定緊急措置法）
	緊急増産 生産転換		緊急増産の実施（国民生活安定緊急措置法） 生産資材の確保対策の実施（国民生活安定緊急措置法）	生産転換の実施 既存農地以外の土地の活用
価格・流通の安定	適正な流通の確保 ／価格の安定	価格・需給動向の調査・監視等		
			買占め等の是正など適正な流通の確保（買占め等防止法など）	
			売渡し 輸送又は保管に関する指示等（国民生活安定緊急措置法など）	
			標準価格／特定標準価格の設定（国民生活安定緊急措置法）	
	割当て・配給 ／物価統制			割当て・配給の実施（国民生活安定緊急措置法）（食糧法） 物価統制（物価統制令）

緊急事態食料安全保障指針に基づく対応

緊急事態食料安全保障指針（別紙 5 一部抜粋）

〔適正な流通の確保のための指示等の手順〕

（１）国民生活安定緊急措置法に基づく指示等

① 売渡し、輸送又は保管に関する指示等（第 22 条）

ア 農林水産大臣は、特定の地域において食料等の供給が不足することにより当該地域の住民の生活の安定又は地域経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあり、当該地域における当該食料等の供給を緊急に増加する必要があると認めるときは、当該食料等の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、売渡しをすべき期限及び数量、売渡先並びに売渡価格を定めて、当該食料等の売渡しをすべきことを指示する。

イ 国土交通大臣は、アに規定する事態についての農林水産大臣からの報告について、これに対処するため特に必要があると認めるときは、**当該食料等の輸送の事業を行う者に対し、輸送すべき期限、数量及び区間並びに輸送条件を定めて、当該食料等の輸送をすべきことを指示**する。

ウ 国土交通大臣は、アに規定する事態についての農林水産大臣からの報告について、これに対処するため特に必要があると認めるときは、**当該地域において当該食料等に係る物品の保管の事業を行う者に対し、保管をすべき期間及び数量並びに保管条件を定めて、当該食料等の保管をすべきことを指示**する。

➡ 上記の対応について、実績はなし。

国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一）（抄）

（売渡し、輸送又は保管に関する指示等）

第二十二條 主務大臣は、特定の地域において生活関連物資等の供給が不足することにより当該地域の住民の生活の安定又は地域経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあり、当該地域における当該生活関連物資等の供給を緊急に増加する必要があると認めるときは、当該生活関連物資等の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、売渡しをすべき期限及び数量、売渡先並びに売渡価格を定めて、当該生活関連物資等の売渡しをすべきことを指示することができる。

- 2 主務大臣は、前項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、当該生活関連物資等の輸送の事業を行う者に対し、輸送をすべき期限、数量及び区間並びに輸送条件を定めて、当該生活関連物資等の輸送をすべきことを指示することができる。
- 3 主務大臣は、第1項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、当該地域において当該生活関連物資等に係る物品の保管の事業を行う者に対し、保管をすべき期間及び数量並びに保管条件を定めて、当該生活関連物資等の保管をすべきことを指示することができる。